

(元尾崎) 原案カ宜シイ

(北島) 修正ガ宜シイ

(横村) 修正ガ宜シイ

(大尾崎) 修正ガ宜シイヨウテス

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十八條朗讀ス

第千九十八條 留置權ハ物ノ價額ニ付キ債權者ニ先取特權ヲ與ヘス

然レトモ若シ留置シタル物カ天然又ハ法定ノ果實又ハ產物ヲ生スルトキハ留置者ハ他ノ債權者ニ先タチテ之ヲ收取スルコトヲ得但其果實又ハ產物ハ其債權ノ利息ニ充當シ又附隨ニテ元本ニ充當スルコトヲ要ス

留置者ハ其收取スルコトヲ忘リタル果實及ヒ產物ニ付キ其責

ニ任ス

修正案 第一項 「留置權ハ」ノ下ニ「留置」ノ二字ヲ挿入ス

同條第二項 「然レトモ云々トキハ」ヲ「然レトモ留置物ヨリ天然又ハ法定ノ果實又ハ產物ノ生スルトキハ」ト改メ又附隨ニテ「尙餘分アルトキハ」ト改ム

(元尾崎) 「尙ホ餘分アルトキ」ノ方カ宜シイ

(松岡) 價額ニ付先取特權ト云フト賣ラレテ物ヲ取ルト云フコトガ出來ルカ、留置權ト云フノハ品物ヲ先賣テ先ニ取ル旨意ヲナクシテ一方ノ處ニ在ルモノヲ買テ持テ來ル迄押ヘテ置タト云フノテ其實占有權ヨリ變タコトハナイ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 占有ノ權ハナイ

(村田) 併シ金ヲ持テ來ナケレハ渡サヌト云フコトカ出來ル

(元尾崎) 百圓ノ質ニ時計ヲ取タトスルカ

(松岡) カタ、トハ違フ

(松岡) 松岡ガ栗塚ニ時計ヲ賣テ所有者ハ栗塚ダガ金ヲ拂ハヌカ
ラ私ガ押ヘテ居ル、栗塚ガ身代限リチヌルト松岡ノ所ニ時計ガ在
ルト云テ其時計ヲ賣レルノテ栗塚ガ分散ノトキニ賣レルノテ賣テ
百圓ノ金カ出来タト見テモ私ハ幾許ニ賣レテモ一切構ハヌ栗塚カ
ラ取ルニ満足スル迄ニ先取特權ト同シテス

(委員長) 産出物トナルカ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 一項ハ平常ニ似合ハヌ簡單過キル

(栗塚) 留置シタルチ入レタラ宜シイテシヨウ

(元尾崎) 行キマシヨウ

(松岡) 商法ニ留置トアルカ今現行日本法ニモアルカラ能ク見合

シテ質ヒタイ

(南部) 註テ見ルト品物ヲ賣テ向ウカラ留置シタ品物ヲ取りニ來
ルマテ持テ居ルト云フ旨意テス

(松岡) 何時迄モ持テ來ナイト困ルネ

(南部) 債權ヲ擴張スレハ宜シイ

(松岡) 訴訟法ニモ之ニ類似シタ場合ニモ押置トカ云フモノカ出
來ル

(南部) 彼レハ別テス

(栗塚) 商法トノ答ハ尙ホ調ヘテ見マシヨウ

(北島) 往キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千九十九條朗讀ス

第千九十九條 留置權ハ債務者カ留置セラレタル物ヲ移付シ又

他ノ債權者カ之ヲ差押へ及ヒ之ヲ賣却セシムルノ妨ト爲ラス
但其物カ差押フルコトヲ得サルモノナルトキハ此限ニ在ラス
然レトモ右孰レノ場合ニ於テモ得取者ハ留置債權者ニ全ク辨
濟セスシテ其物ヲ占有スルコトヲ得ス

修正案 第一項 「留置セラレタル物ヲ移付シ」チ「留置物ヲ
讓渡シ」ト改メ「之チ」ノ二字及ヒ但書ヲ刪ル

(栗塚) 「得取」ハ翻譯テ「取得」ト直リマス

(松岡) 但書ハ刪ルカ宜シイ

(南部) 「之チ」ト云フノハ刪ルカ宜シイ

(栗塚) 之ヲ差押へ及ヒノ下「之チ」ハ刪リマス

(村田) 宜シイヨウテス

(元尾崎) 宜シウ御座イマス

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千百條朗讀ス

第一千百條 右ノ外動産又ハ不動産ノ留置者ハ次ノ二章ニ規定シ
タル如ク動産質債權者又ハ不動産質債權ノ責任ト同一ノ責任
ニ從フ

其他動産質及ヒ不動産質ニ關スル條例ハ此章ノ條例ニ觸レサ
ル諸件ニ付キ留置權ニ之ヲ適用ス特ニ債權者カ實際留置權ヲ
行フコトヲ怠リ又ハ之ヲ行フコトヲ止メタルトキハ其留置權
ヲ失フ

修正案 第一項 「不動産質債權者」チ「質取主」ト改ム

同條第二項 「諸件」チ「諸項」ト改メ「實際留置權云々」行
フコトヲ「有意ニテ留置權ヲ行フコトヲ怠リ又ハ實際之
ヲ行フコトヲ」ト改ム

(栗塚) 規定スル如クトシテ宜シイト云ヒマス
 (横村) 矢張「シタル」カ宜シイ
 (栗塚) 「シタル」テ宜シイテシヨウ
 (松岡) 「規定ノ如ク」テモ宜シイ
 (村田) 「動産質債権者」テ良クハナイカ
 (栗塚) 先ニ買取主ハト改メタカラ
 (元尾崎) 動産又ハ不動産ノ買取主トシテハ如何
 (栗塚) 宜シイ、動産又ハ不動産ノ買取主ノ責任ハ同一ノ責任ニ
 從フレテ宜シイテシヨウ
 (松岡) 同一ノ責任ニ從フレテ上ノ「責任」ハ副リマシヨウ
 (栗塚) 宜シイテシヨウ
 (松岡) 有意ニテ忘リト云フノモ紛ラ敷イ
 (元尾崎) 宜シイ

本條ハ第一項「動産又ハ不動産ノ買取主ハ同一ノ責任ニ從フレト
 シ其他ハ報告委員ノ修正ニ決ス
 第千百一條朗讀ス

第二章 動産質

第一節 動産質契約ノ本性及ヒ組成

第千百一條 動産質ハ債務者カ一箇又ハ數箇ノ動産ヲ特ニ其義務ノ擔保ニ供スル契約ナリ(第二千七十一條、第二千七十二條第一項)

修正案 擔保ニ供スルヲ「擔保ニ充ル」ト改ム

- (栗塚) 「擔保ニ供スル」ハ「擔保ニ充ル」ト直シマシタ
- (松岡) トウ云フ譯テスカ
- (栗塚) 先キニ充ルト直シテ參タノカアリマスカラテス
- (南部) 擔保ニ供スルハオカシイテシヨウ

(栗塚) 擔保ヲ供スルナラ宜シイ

(元尾崎) 擔保ニ供シテ宜シイテハナイカ

(松岡) 擔保ト云フノカ全体供シテ居ルノテス

(元尾崎) 先ツ宜カロウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百二條朗讀ス

第千百二條 動産質契約ハ亦債權者ト債務者ノ委任ヲ受ケ又ハ

好意ニテ債務者ノ爲メ擔保ヲ供スル第三者トノ間ニ之ヲ爲ス

コトヲ得(第二千七十七條)

右孰レノ場合ニ於テモ動産質ヲ供シタル第三者ハ第千三十條

及ヒ第千三十一條ニ從ヒ保證人ノ如ク債務者ニ對シテ求債權

ヲ有ス

修正案 第一項 「亦債權者ト」ノ五字ヲ刪リ「第三者トノ間

ニ」ヲ「第三者ト買取主トノ間ニモ亦」ト改ム

(栗塚) 亦債權者ト」トアルヲ刪テ「第三者ト買取主トノ間ニモ亦

之ヲ爲スコトヲ得」トシマシタ

(元尾崎) 他ノ人ガ金ヲ借リテ遺ルヨウナモノダナ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 「好意ニテ」ト云フハ頼ミモセスニ勝手ニト云フコト

カ

(栗塚) 左様テス

(清岡) 之モ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百三條朗讀ス

第千百三條 債務者ヨリ動産質ヲ供シタル第三者ヨリ之ヲ供

シタルトト問ハス若シ此ニ因テ擔保セラレタル義務力純粹ニ

天然ノモノナルトキハ其場合ハ第五百八十八條及ヒ第五百八十九條ニ之ヲ規定ス

修正案 刪除

(栗塚) 此條ヲ刪除シタノハ報告委員ノ考ヘテアリマス第一送りテモアリマスシ第五百八十八條、九條ヲ見レハ御座イマスシ夫カラ又天然義務ト云フノチ彼ノ體ニ存スルカ否ヤハ報告委員中再調査ノ所テ問題ニモナイ彼ノ運命ニ從テ多少變更ヲ來ス條テモ御座イマスカラ良シ彼レハ置クコトニナルモ此條ハ送りテアリマスカラ置カヌテモ宜シイ万一彼レカ刪レ、ハ無論ト云フノテ刪除致シマシタ

(村田) ナクツトモ宜シイヨウテス

(南部) 分テ居リマスカラネ

(清岡) 要ラヌ

(横村) イラヌヨウテス

(村田) 無論刪テ宜シイ

(松岡) 起案者ハ佛蘭西法典ニ於テハ債權者ノ手ニ物ヲ渡シテ置クト云フコトカアルカ草案ニハ書イテハナイカ意味ハ其通りタト云フノタガ質ト謂ヘハ妙ナ様タケレトモ留置權ハ占有ノ一ノ條件ニモナルシ何トカ動産ヲ債權者ニ交付シテ義務ノ擔保ニ充ルトカ何トカ云フ字チ加ヘテ、良クハナイカ渡シテ置ント約束ハカリテスルト所關抵當タネ、ソレテハ勿論質ト云フコトカ生セヌカ動産質カ出來タラ斯ウシテコウスルト云フ、敵ニ渡シテ置ク交付スルト云フコト丈ケハ加ヘテハ如何

(南部) 其トキ第三者ニ抵抗スル丈ケノ話テ千百七條ニ關テアリマス

(松岡) 宜カロウ

(元尾崎) 刪リマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千百四條朗讀ス

第一千百四條 動産質ハ質ト爲シタル物ヲ處分スルノ能力ヲ有スル者ニ非サレハ有效ニ之ヲ供スルコトヲ得ス

合意上、法律上及ヒ、裁判上ノ代理人及ヒ管理者ニ付テモ亦同シ是等ノ者ハ其權限ヲ除エサルコトヲ要ス

若シ動産質カ債務ニ關係ナキ第三者ヨリ供セラレタルトキハ其第三者ハ第一千十二條ニ記載シタル如ク無償名義ニテ處分スルノ能力ヲ有スルコトヲ要ス

修正案 第一項 「質ト爲シタル」ヲ「其目的」ト改ム

同上第三項 「動産質カ」ノ四字ヲ刪リ「第三者ヨリ供セラレタルトキハ」ヲ「第三者ヨリ動産質ヲ供シタルトキハ」ト

民権一四ノ九八

改ム

(栗塚) 「動産質ハ其目的物ヲ處分スルノ能力」ト改メソレカラ第三項ハ「若シ動産質カ」ヲ刪テ「第三者ヨリ動産質ヲ供シタルトキハ云々」トシマシタ

(松岡) 目的物ハ動産質其物ヲ」トシテハ如何

(栗塚) ソレテモ宜シイ

(村田) 質ト爲シタル物ヲ處分スト英文ニアリマス

(樺村) 「動産質ハ其物ヲ處分スルノ能力」ヲ宜シイテシヨウ

(南部) 「其物」ト云フハ何ウカ

(栗塚) 質ト爲シタル物トハ云ヘヌノテ「質ト爲スヘキ物ヲテス

(元尾崎) 其物ヲテ宜シイネ

(村田) 考ヘルト矢張「其目的」ト云フ方ガ宜シイ

(松岡) 質ト爲ス物ダ、ダカラ動産質ト云フ

(栗塚) 其動産ヲテモ宜シイ

(清岡) 目的物ト云フト其外ノ物ニ及ヒハセンカ

(栗塚) 動産質ノ目的物チアリマスカラ

(南部) 其物ハ質ト爲ツタ様ニ見ヘル

(栗塚) 意譯ナレハ質ト爲スヘキモノテテアリマス

(元尾崎) 分テ居リマス「其物」テ宜シイ

(松岡) 先ツ提出通りニシテ置キマシヨウ

(元尾崎) 二項ノ處ハ合意上ノ代人ガ處分スルノ能力チ有スルモノニアラサレハト云フノカ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 能力者ナレハ人ノ代人ニモナレヨウテハナイカ

(南部) 亦同シテアリマスカラ有效ニ供スルコトカ出來ヌト云フノテス

(村田) 權限チ除ユルコトヲ得スダ

(南部) 物チ處分スル能力ト云フノモ無能力チハナイ處分スルノ

力ガアルモノテナケレハナラン

(村田) 管理人ハ質借物チ管理中貸テモ宜シイ併シ權限外ノモノ

テナケレハナラント云フカアル

(栗塚) 管理者ニ付テモ亦同シト云フノト其權限チ除ヘサルコト

ヲ要ス、トハ別テアリマスカラソウ見ナケレハナラン前ノ後見人

ノ如キモノテアリマス

(尾崎) 元文チ見ルト、處分スルモ能力アル者ノミ有效ニ之ヲ爲

スコトヲ得トアルソレタカラ二項ガ能ク分テ來ル

(栗塚) 其意味ヲ非サレハ得スト云フノカ

(元尾崎) 轉倒スルカラ分ランノテ、二項モ權限内ニ於テ出來ル

ト云フカラ分リ易ヒノテ同シ事柄ガ合意上法律上裁判上代人ニモ

適用スルコトカ出來ル、併シ權限ヲ守テ居ラナケレハナラント、
何ウカコウカ分ルカネ

(西) 分ルテシヨウ

(村田) 分リマス

(栗原) 亦同シ且トカ、其他トカ原文ニアリマスカ、其他トカ入
レマスカ

(村田) 其他ト云フトオカシイ

(松岡) 入レンテモ宜シイ

(北島) イラン條テスネ

(委員長) 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百五條朗讀ス

第千百五條 動産質權ハ確定ノ日附ヲ有シ且主タル債權並ニ從

タル債權アレハ其債權及ヒ質ト爲シタル物ヲ明ニ指定セル證

書ヲ錄製シタルニ非サレハ同一ノ物ニ付キ債務者ト約定シタ

ル第三者又ハ他ノ債權者ニ之ヲ對抗スルコトヲ得ス

右ノ物ハ之ヲ他物ニ易フルコトヲ得サル様詳細ニ記載シ且已

ムヲ得サレハ之ヲ評價スルコトヲ要ス

若シ右ノ物カ量定物ナルトキハ其種類分量及ヒ其重量、數量

又ハ尺度ヲ以テ之ヲ指定スルコトヲ要ス(第二千七十四條第

一項)

修正案 第一項 「動産質權云々物ヲ」ヲ「動産質權ハ確定ノ

日附ヲ有シ且債權及ヒ質物ヲ」ト改ム

同條第二項「右ノ物ハ」ヲ「右質物ハ」ト改メ「且已ムヲ得

サレハ」ヲ「尙ホ足ラサルトキハ」ト改ム

同上第三項 「若シ右ノ物カ」ヲ「若シ質物カ」ト改メ「分

量及ヒ其重量」 「又ハ」ノ數字ヲ刪ル

(栗塚) 之ハ餘程修正シテ御座リマス

(村田) 「足ラサル」ト云フハ何カ足ランカ

(栗塚) 金側ノ時計ヲ質ニ取タラ委ハシク書イタネ併シ量モ澤山アルノテ金側ノ時計ト云テモ凡ソ何ンナニ詳細ニシテモ量カアルカラ評價シテ置カン、イカン

(松岡) 金側ノ時計ナラハ斯ウ書イテ置ケハ宜シイ

(元尾崎) 之ヲ見ルト動産質ト云フモノハ物ヲ此方ヘ取ランテモ出來ルヨウニナルネ

(栗塚) 占有スルニアラサレハ第三者ニシテ對抗カ出來ン併シ借貸シタ相對ナレハ之ヲ宜シイ

(松岡) 第一トウカト思フノハ「確定日附」ト云フノテ之ハ證書ト云フト公證書ハ勿論私證書テモ宜シイ併シ私證書ニシテ確定日

民権一四ノ二〇一一

附ト云フハトウカ

(南部) 拵ラユルト云フノテス

(松岡) 六ヶ數ゼ

(南部) 註ニハ二人相對テスルコトヲ許スト詐欺ガ出來ルトアル夫レヲ防ク爲メト云フ旨意テス

(松岡) 確定日附ト云フハ何ウモ、公ノモノニシテ登記役所ヘ行ツテ何月幾日何ウト記シテナケレハナラン

(元尾崎) 確定ト云フハ、ハツキリシテ居ルト云フコトタロウ

(松岡) ソウテハナイ、確定日附ト云フノハ登記役所ヘ行クノカ一番多ヒ

(栗塚) 登記役所ト云フノハ現行ノ地所家屋賣買ノ登記役所トハ違フノテアリマス

(松岡) 佛蘭西ハ之ヲ稅ヲ取ルノテス

(栗塚) 登録税テアリマス

(松岡) 起案者ガ確定日附ト書クノハ必ラス相對テ出來ルノテハ
ナイ第三者公ノ官吏トカ何トカニ認メラル、ノテアリマスカ併シ
果シテ之テ良イカ悪イカ、ダ

(元尾崎) 日本ニハソシテ登記役所カナイカラ斯ウ書イテアツテ
モ差支カナイ何月何日ニト云ヘハ宜シイ

(南部) ソレハ往カン自分ノ品チ他人ノ品ニシテ質ニ取テ居ルト
カ何トカ云フコトカ出來ルカラネ

(元尾崎) 第三者ニ對シテ效ハナイ

(南部) 效力アルコトニナルカラ注意チ願ヒマス

(元尾崎) 註ニ何トアロウトモ確定日附ト云フハ登記公吏ノ手チ
經ナケレハナラント云フコトハナイ日附ガ判然シテ居レハ則チ確
定テス

(松岡) 商法ハ別テ質屋規則モ別ニ立ナケレハナラン併シナカラ
之カ立テナイト相對テ押付ケラル、併シ尋常普通ノ質ニヤツテ居
ルニ斯ウ云フ手數チシナケレハ質ノ效ガナイト云フハ何ウカ不動
産ハ登記ガアルカラ宜シイカネ

(元尾崎) 動産テモ相對ノ證文ガアルカラネ

(栗塚) 之ハ公證人ニ頼マナケレハナラン様テス或ハ裁判所ヘ行
テ日附チ確カメナケレハナラン、スルト二十五錢要ルノテス

(元尾崎) 佛蘭西ハ之カーノ税法ニナツテ居ルノテアルカ物チ確
カメテ質フ爲メニソウ云フ手續ハ日本ニ是迄ナイカラネ

(栗塚) 之ハ公證人チナケレハナランヨウテアリマス

(南部) 之カナイト詐欺カ出來ル

(元尾崎) ソウ心配シテハ限リカナイ、何ウセ人間ハ詐欺チスル
モノタカラネ

(南部) ソレタカラ防カナケレハナラン

(元尾崎) 一方カ詐欺ノ相手チシナケレハ宜シイ

(南部) ソウ云ヘハ法律ハ要ラン

(元尾崎) ソンナ細密ナ法律チ立テモ一方ガ防カナケレハナラント云テモ盜賊チ防カナケレハナラント謂テモ夜ル歩行者ハ皆取ラレルト云フ理由モナイ

(松岡) 實際ハ何ウテシヨウ

(大尾崎) 實際ハ面倒テスネ

(村田) 之ハ聞テ見テハ何ウカ

(松岡) 誰ニ聞クノカ、聞クニハ及ハヌ

(南部) 註ニ確カニアル

(大尾崎) 公證人カ何カ、書イテタロウガ實際ハ何ウカ

(南部) 權利チ確カメル方チアリマスカラネ

(清岡) 質屋ノ蔵へ運入タハ別段ノ話チ是丈ケノ何カシテ置カント一向仕方ガナイ

(元尾崎) 貸借ノ證文チ直ニ書イテヤツテ置クニ之モ公證人ガ認メテ居ナケレハナラント有效ニナラント云フト交通ガ絶ヘテ仕舞ソンナ法律チ立ルニハ及ハヌ今迄事柄ノ生シナイニ法律チソウ密ニスルニハ及ハヌ

(南部委員) 登記カアツテ保護スル旨意タカラ之ハカリ私證書チ宜シイト云フハ權衡チ得ナイ

(元尾崎) 我輩ハ不同意テス

(村田) 公證人ニ作テ貰フト云フナレハ確定ノ日附ハイランノテスネ

(栗原) 公證人ニ限タコトハナイ裁判所チモ宜シイ

(松岡) 佛蘭西ハカリカ本家チモナシ、又何モナシテハ不確カナ

話、先取特權ヲ持テ威張ルノテアルカラ勝手ニスルノモ理窟ガ悪
イ、之ハ何ウカ動産質ニ付テ他國ノ法律ヲ調ヘテ見テハ如何

(南部) 身代限リノ差押ト云フ場合ニ詐欺カ行ハル、カラ餘程考
ヘナケレハナラン、之ハ私ノ品ヲハ御座イマセン雖某カラ質ニ取
タ杯ト云テ随分詐偽ガ行ハル、モノタカラ能ク御考ヘニナラント
困リマス

(元尾崎) 万ニ一或ハ千ニ一二アルカハ知レンガ爲メニ社會ニ容
易ナラン不便チ來スコトハナイ利害ノ爲メニ比較シテ法律ガ定メ
ナケレハナラント云テ害カ多ヒト謂テ之チ打捨テ置クト害カ多ク
法律チ立タ上ハ便利チ蒙リ害カ少ケレハ立ルモ宜シイガ今日迄ナ
イコトタカラネ

(南部) 多ヒモノタケ保護スルト云フノテアリマスカラ、百六條
チ御覽ナサイ、權衡チ取テ居リマスカラ

(元尾崎) 此法ガ出ルト皆ソウシナケレハナラン

(松岡) 私ハ、佛蘭西ハ收税ノコトモアルガ誠ニ判断ガ六ヶ敷イ
理窟上ハ斯ウシナケレハナラヌンガ實際チ云フト随分迷惑ナモノ
テ之ハ佛蘭西ハカリテナク他國ニモ動産質ニ付確定日附チスル規
定ガアルガ否ヤチ見合セテ調ヘテ貰ハウト思ヒマス

(栗塚) 調ヘマシヨウ

(元尾崎) 調ヘテ貰ヒタイ

(南部) 我輩ハ他ノ國ハトウテモ宜シイ、之テ宜シイ金高ノ大キ
イモノ丈ケ權利チ補ケルヨウニナツテ居ルカラ法律ガ密ニナツテ
來テ公證人モ出來ル以上ハ人民ニ奸チ爲ス者ガ多ヒカラ然ル以上
ハ制限シテ行カナケレハナラン、又日附チ確カノルモ公證人テヤ
ルト云フト安クモ行クタロウト思フ、調ヘルハ宜シイカ之ハ置ク
カ良シイ

(元尾崎) 人民ハ繁忙ニ堪ヘスト云ハナケレハナラン
 (南部) 自由世界テ、何モナイ方ガ一番好イコトハ宜シイガ、ソ
 ウハ往カン
 (清岡) ソンナラ調ヘテ貰ヒマシヨウ
 (村田) 「尙ホ足ラサル」ハトウカ分ランヨウテス
 (委員長) 之ハ調ヘテ下サイ
 (栗塚) 長リマシタ
 (松岡) 伊太利ハ確定日附ハ見ヘナイヨウテス
 (委員長) 二項ノ「尙ホ足ラサル」ハトウカ
 (栗塚) 詳細ニ記載シタノテ未タ足ラヌト云フノテアリマス
 (村田) ソレカ分ランネ
 (委員長) 盡サ、ルトキハ何トカ調テ宜シイ、足ラサルハ分ラン
 本

(栗塚) 盡サ、ルテアリマス
 (松岡) 詳細ニ記載シタラ宜シイノタ
 (村田) 詳細ニ記載シト云タラソレテ分ル
 (南部) 實際書クコトモ出来ヌモノカアルカラダ
 (松岡) 刪ロウテハナイカ
 (栗塚) 記載ト評價トカ違ヒマス尙ホ要用アルトキハ之ヲ評價ス
 ルコトヲ要ス、テハ往キマセンカ
 (委員長) ソウナラ宜シイ
 (元尾崎) 宜シイテシヨウ
 (村田) 尙ホ要用ナラ「且」テ宜シイ
 (南部) 「且」テ宜シイ
 (北島) 且要用アルトキハ、カ
 (委員長) 宜シクハ、措キマシヨウ

本條ハ第一項「確定日附」ハ尙ホ再調ノコトニ第二項「右質物
ハ之ヲ云々記載シ且要用アルトキハ之ヲ評價スルコトヲ要ス」
トシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

(栗塚) 翻譯テ一條落チタノカアリマス、第千八十七條ハ第千八
十八條トナツテ一條遣入リマス、之ハ少シ不都合ノコトヲ起案者
カ來コシタト云フノテ翻譯ノ方テハ受取ラヌカラ譯サヌト云フノ
テ、トウモ起案者ノ不調法カ何方カト思ヒマスカ知リマセンガ翻
譯ヲ落シタラシウ御座イマス之チ一應朗讀致シマス

第千八十七條朗讀ス

第千八十七條 連帶ノ拋棄ハ債務者ノ承諾ナクシテ有效ナリ

然レトモ其拋棄ハ之ヲ債務者ニ告知セシカ又ハ債務者明確ニ
之ヲ知リタルトキニ非レハ前ノ規定ヲ以テ債務者ニ許シタル
辨濟又ハ其他ノ行爲ニ對シテ之ヲ援唱スルコトヲ得

債務者ハ拋棄ヲ利唱スルノ利益タルトキハ之ヲ利唱スルコト
ヲ得又拋棄カ其權利ノ許容ニ於テ爲サレタルトキハ之ヲ駁撃
スルコトヲ得

(栗塚) 之ハ「利唱」ト云フ字ト「援唱」ト云フ字チ「申立」ト
直シ「其他ノ行爲ニ對シテ債權者ヨリ之ヲ申立ルコトヲ得ス」ト
ヤリマシタ

(南部) 之ハ論カアルマイ

(村田) 「前ノ規定」ハ「前條ノ」テシヨウホ

(栗塚) 前ノテ宜シイノテス之テ今日ノ議ハ終リテス

千時午前十一時十分閉會

民法草案擔保編總事筆記第七十六回
自第一千二百六條
至第一千二百二十條

日本學術振興會

日本學術振興會

401-1010

401-1010

民法草案擔保編議事筆記第七十六回 自第一千百六條 至第一千百二十條

明治二十一年七月三十一日午前八時十五分開會

(委員長) 欠席

(大尾崎) ヤリマシヨウ

第一千百六條朗讀ス

第一千百六條 法律ニ從ヒ證人ニ因リテ債權ヲ證スルコトヲ得ル
場合ニ於テハ證書ノ作成ヲ要セス此場合ニ於テ債權ノ額及ヒ
質ト爲シタル物ニ相違ナキコト又ハ其物ノ本性及ヒ價額ヲ或
ハ併合シ或ハ各別ニ人證ヲ以テ證明スルコトヲ得(第二千七
十四條第二項)

修正案 「作成」ヲ「錄製」ト改メ「於テ」ヲ「於テハ」ト「
質ト爲シタル物ニ」ヲ「質物ノ」ト改ム

(松岡) 「作成トシタリ」「作り」トシテモアルガ

(栗塚) イツモ「作成トシタリ」ハ「作り」ト云フノテスカ之チ
 「録製」ト修正シマシタ
 (元尾崎) 證據ノ上ノコトカ
 (栗塚) 左様テス質物モ五十圓以下デアリマス
 (元尾崎) 證文ナシニ金チ貸ス者ハアリマスマイ
 (栗塚) ナシニ、アレハソレ程ノコトタカ無クトモ證人チ出來ル
 ト云フノデアリマス
 (大尾崎) 氣ノ合フ處チ證書チ公正ノ證書ニスルトナルト最フ質
 物チ取テ賣ロウトモ對抗カ出來ル積リデアリマスカ
 (栗塚) 左様テス千百七條チ關デアリマスカラ、繼續シテ占有ス
 ルニ非サレハ」テス
 (西) 第三者ノ爲ノデアリマスネ
 (松岡) アレハ大問題デアリマスガ一應調ヘテ貰ヒタイノデアリ

マス

(南部) 登記トハ違フ
 (大尾崎) 登記トハ違フカ第三者ニ對シテ效ノ有ルモノテナイト
 困リマス
 (西) 之ハ宜シイ
 (村田) 之ハ論ハナイタロウ、行キマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百七條朗讀ス

第千百七條 動産質ハ動産質債權者カ質ト爲サレタル有體物ノ
 現實ニシテ且繼續ノ占有チ得且之チ保存シタルトキニ非サレ
 ハ之チ以テ第三者ニモ他ノ債權者ニモ對抗スルコトチ得ス(一
 第二千七十六條)
 然レトモ質物ハ當事者雙方ノ選定シ又ハ債權者カ自己ノ責任

チ以テ選定シタル第三者ノ手裏ニ之ヲ寄託スルコトヲ得（同上）

此條例ハ所持人式債權證書ニモ之ヲ適用ス

修正案 第壹項 左ノ如ク修正ス

動産質ハ質取主カ有體ナル質物ヲ現實ニ且繼續シテ占有スルニ非サレハ第三者ニモ他ノ債權者ニモ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス

第三項 「證書ニ」チ「證書ニモ」ト改ム

（栗塚） 修正ハ「動産質ハ質取主カ有體ナル質物ヲ現實ニ且繼續シテ占有スルニ非サレハ第三者ニモ他ノ債權者ニモ之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス」トシテ二項ハ「證書ニモ之ヲ適用ス」トシマシタ

（松岡） 他ノ債權者ニモト關ハナクトモ宜サ、ウナモノテス

（元尾崎） 第三者ヲ宜サ、ウナモノテス

（栗塚） 第三者ト云フノハ分散スル時分同シ債權者ト云フ積リテアリマス質取主テ他ノ債權者ト云フノハ買フ人カ賣タ人ノ話テアリマス

（元尾崎） 第三者ヲ籠リソウナモノテス

（松岡） 第三者ト云フ字ハ廣イ字タイツモ之テ濟ムノタカ、第三者ヲ宜サ、ウナモノテス

（南部） 千百五條ヲ見ルト之ノ第三者ト云フノチ承ケテ來テ居ルノチアリマスカラ

（松岡） 彼所ハ論ナク通タカ質ハ要ラヌコトタ第三者ノ外他ノ債權者ト云フノハ悉ラク外ニハアリマスマイ、此所ハ第三者キリニシテハ如何

（南部） 債務者ト假定シタ第三者ハ物權ヲ得タモノトナルカラネ

(清岡) 「之ヲ以テ」ハ原案ノ通り置イテ宜シイト思フ

(栗塚) 宜シウ御座イマシヨウ

(横村) 之ハ宜シイダロウガ實ハ入レヌ方カ宜シ

(村田) 宜シイテシヨウ

(栗塚) 千百五條モ「之ヲ以テ對抗スルコトヲ得ス」ト致シマス

(横村) 前ハアノ儘チ宜シイテハナイカ

(栗塚) 「以テ」ト入レル積リテアリマス

(村田) 宜カロウ

(清岡) 證書ヲ質ニ入レタトキニト云フコトカラ所持人式證書ニ

モ之ヲ適用スカ

(栗塚) 左様チヌ

(元尾崎) 所持人或ハ誰ニモ持テ居ル人ニ權カアルト云フハオカ

シイ

(栗塚) 商法ノ方チ改メルト良イノテヌ

(横村) 債權ト云フ字丈ケ刪テ置ウテハナイカ

(南部) 商法ト一緒ニシテ置イテ良クハナイカ

(栗塚) 次ノ條モ記名債權證書トヤリマシタ所持人式債權ノ證書トシテモ宜シイノテヌ

(松岡) 長クハ要センノテヌ

(栗塚) 記名債權ヲ質ニ取タラ記名證書ヲ持テ居ラナケレハナラ

ント云フトキハ債權ト云フ字チ除クコトハ出來マセン「本性」ハ「性質」ト改メマシタ「所持人式證券」ト確カ商法ニアツタト思

ヒマスカラ孰レ再調査テ一定ニシテ質ヒマシヨウカラ之ヲ御置キナスツテ、實ハ「證書」ノ字ハナクシテ「所持人式債權」ニモ之ヲ

適用ス」ト云フト良イノテヌ

(委員長) 皆サンカ宜クハ先ヘヤリマシヨウ

日本學務院編輯會
本條ハ原案ノ「之ヲ以テ」ヲ生シ其他報告委員ノ修正ニ決ス
第千百八條朗讀ス

第千百八條 若シ質物カ記名債權タルトキハ動産質債權者ハ其債權ヲ證明スル公正又ハ私ノ證書ヲ占有スルコトヲ要ス
其他動産質ノ設定ハ轉讓ヲ告知スル通常ノ方式ヲ以テ第三債務者ニ之ヲ告知シ又ハ其第三債務者カ任意ニテ擔保移轉ノ所爲ニ參カルコトヲ要ス（第二千七十五條）

第三百六十七條ノ條例中ニテ前二項以外ノモノハ右ノ移轉ニ之ヲ適用ス

右ハ總テ裏書ヲ以テ取引ス可キ商ヒ證券事項ニ關シ商法ニ記載シタルモノ、妨ケト爲ラス

修正案 第壹項 「其債權」ヲ「其記名債權」ト改メ「之證明スル公正又ハ私」ノ十字ヲ削ル

頁一四ノ一二二

第貳項 「轉讓」ヲ「債權ノ讓渡」ト「之ヲ」ヲ「其設定」ト「擔保移轉ノ所爲ニ」ヲ「之ニ」ト「參カルコトヲ要ス」ヲ「參加スルコトヲ要ス」ト改ム

第三項 「移轉」ヲ「場合」ト改ム

第四項 「證券事項ニ」ヲ「證券ノ事項ニ」ト「モノ、妨ケト爲ラス」ヲ「モノヲ妨ケス」ト改ム

（栗塚） 起案者カラ末項「右總テ質ト爲シタル商品及ヒ」ト云フ字カ道入りマス「商ヒ證券ノ」テアリマス

（横村） 何ウ云フコトカ

（栗塚） 公債證書ヲ質ニ置イタラ公債證書ヲ持タルト云フコトテアリマス

（横村） 只押ヘテ居ル丈ケテ效ハナイネ

（栗塚） 左様テス

(松岡) 此註ハトウ云フコトヲ謂タノカ分リ悪イ

(南部) 權利占有ヲ證明スル證書ヲ持テ居ルト云フコトニ付寄托
セスシテ無形物即チ記名債權ヲ持テ居ルト云フノテ然レトモ債務
者ハ證書ヲ先ヘ渡サナケレハナラント云フノテス

(松岡) 占有ヲ證明スルコト又ハ私ノ證書ハ債權ノコトテハア
リマスマイ

(南部) 占有ヲ證明スルト、持テ居ルト云フノテ、持テ居ルカラ
占有ヲ證明スルノテス

(松岡) 占有ト云フノハ質トシテ持テ居ルチ云フノタロウ、千百
八條ニ此場合ニ於テ權利ノ占有ヲ證明スル公正又ハ私ノ證書ヲ占
有スルコトヲ要ス」ト云フカ分リ悪イゼ

(南部) 記名債權ノ權利ト云フノテス

(栗塚) 金ヲ貸シテ居ル權利ハテス

(松岡) 「公正」タノ「私」ノト云フハ分ラン之ハ要ラン

(栗塚) イリマセン、公債ト云フモノヲ質ニ取タナラハ全ク公債
證書ト云フモノヲ持テ居ラナケレハナラント云フノテアリマス

(元尾崎) 二項ハ證書ヲ質ニ置イタトキハ其證文ノ債務者ニ告知
シナケレハナラント云フノタネ

(栗塚) 左様テス

(松岡) 無記名ノコトハ前條ノ未テ濟ンテ居ルカライランネ

(栗塚) 之ハ記名ノモノテアリマス

(松岡) 記名ト無記名ト何所カ違フカ

(栗塚) 告知スルトシナイトカ違ヒマス

(村田) 第三債務者ト云フノカ

(元尾崎) 質取主カラ第三者ダガ質ヲ置イタ奴カラ云フト當事者

タ

(栗塚) 左様テス

(委員長) 二項ハ前ノ方カ良イヨウタ

(栗塚) 「債權ノ讓渡」トヤリマシタカラ債權ノ讓渡ヲ告知スル

様ニ見ヘルカラ「設定ヲ告知」トヤリマシタ

(委員長) 念カ入り過キハセンカ

(松岡) 元ノニシマスカ

(栗塚) 元ノニシテ置キマスカ併シ後ノ擔保移轉ノ所爲」ハ之テ

御置キナスツテ

(榎村) 「之ニ」テ分ル

(南部) 「之ヲ」トヤツタカラ「之ニ」テ宜シイ

(元尾崎) 設定ハ宜シイ

(北島) 第三債務者ニ之ヲ告知」テ宜シイ

(榎村) 「之ヲ告知」カ宜シイ

(松岡) 「之ヲ告知シ」ハ良イカ實ハ簡略過キハセンカ

(委員長) 擔保移轉トヤツテハ悪イカ

(栗塚) 分リ悪イテシヨウ矢張設定ト云フ方ガ分ルト思ヒマス

(榎村) 「之ニ」テ良カリソウナモノテス

(委員長) 擔保移轉ノ所爲トアルト人カ見ルト一旦取タ物ヲ讓リ

渡ス場合ト分ルガナイト債權讓渡ヲ告知スルト見ナケレハナラン

カ何ウカ

(南部) ソレヲ申スト上モ前條ト云ハナケレハナラン

(委員長) 上ハ債權讓渡ヲ良イタロウ

(南部) 擔保移轉ノ所爲又ハ半分テアリマスカラ債務者カ任意ニ

テ擔保移轉ノ所爲ニ参加スルト云フ場合丈ケ第三債務者ニ告知カ

分ラン

(委員長) 債權讓渡ハ即チ移轉ノ場合チ云フト分ルタロウ

(南部) 擔保移轉ト云フハ分リ悪イト思ヒマス

(委員長) 私ハ分ル擔保移轉カアル故元債務者カアツテソレカラ

質ヲ取タカ轉スルト云フ場合ト分ルカ無イト直接ノモノカ何ノ第

三者タカ分ランカラネ

(南部) 質權カ移轉スルト云ヘハ兎モ角モ擔保移轉ハ分リ悪イ

(委員長) 「之ヲ」ト云フト前ノ「之ヲ」モ何ウモ設定ト云フノ

カ初ノテヤル設定タカニ番目ニヤル設定タカ初ノニ左ノ債權質移

轉ノ場合ニ於テトカ何カアレハ良イカ前ニ動産質設定ハトアルカ

ラ分ラン

(栗塚) 擔保移轉ノ所爲テ分ルトソレカ一番良イ

(松岡) 讓渡ニトヤツテハ往カンカ

(委員長) 債權讓渡ノ所爲ニトヤツテハ如何

(栗塚) 債權讓渡ヲハナイ質ニヤル丈ケテアリマスカラ債權ヲ質

トスル所爲ニテス

(村田) 其設定ニ参加スルダ

(松岡) 上ニツハ是々テハ往カンカラト云フノテ「其設定トヤツ

タラ上ノチ下ヘ落シテ「其設定トヤツテハトウカ

(村田) 其設定ニ参加スルコトヲ要スカ

(南部) 設定トヤツテモ足ラン轉スルト云フコトカナケレハナラ

ント云フ委員長ノ御説タカラ

(村田) 矢張修正カ宜シイ

(大尾崎) 参加シタラ通知ニハ及ハヌ譯ケテソレテ何方等ニモ行

クト云フノテ債務者カ参加シテモ宜シイト云フノタ

(南部) ソウ又ハ下ハ質カ轉スルト云フ字ハ見ヘナイ

(西) 只ノ設定ノ様ニ見ヘルカラネ悪イノテス

(松岡) 之ハ西サンノ云フ通り初ノハ分ラン其他動産質ノ設定ハ

ト云フノカ初メテスルノテ此所ハ何トカ種カニシタイ

(栗塚) 其他債權ヲ質ト爲スノ設定トシテトシテハ如何元來南部ニ私カ貸タ金ヲ證文カアルトスルト之ヲ質ニ置ク話テ其トキニ證書ヲ貴君ニ質ニ入レタトキ南部サンニ知ラサナケレハナラン其トキ第三者債務者ハ南部サンテアリマスダカラ別ニ質カ移轉シタノテハナイ證書カ移轉シタノテ矢張設定テアリマス

(委員長) 動産質ノ設定テハナイ證書ヲ動産質トスル場合ヲ設定
ダ

(栗塚) 左様テスソレカラ其他債權證書ヲ質ト爲スノハ債權ノ譲
リ渡ヲ告知スル通常方式ヲ以テ南部サンニ知ラセト云フノテアリ
マス

(大尾崎) ソレナレハ宜シイ

(清岡) 債權質テハ如何

(栗塚) 債權ノ證書ヲ質ト爲スニハトシテ後チ債權讓渡トスルカ

(南部) 右證書トシテハ如何

(栗塚) 其他債權ノ證書ヲ質ト爲スニハトシテトウカ

(南部) 記名債權ト云フコトハ分リマスカ

(栗塚) 次ニ爾テ來タカラ分リソウナモノテス

(南部) 分レハ宜シイ

(委員長) 其他右ノ債權ノ證書ヲ質ト爲スニハテ良イタロウ

(栗塚) 宜シウ御座イマス

(村田) 宜シイ

(北島) 「其他」ハ要ラヌ

(委員長) 「其他」ハアル方ガ宜シイ

(松岡) 讓渡ノ時分受取方ノ人カ告知スルノカ

(南部) 何トモ明言ハナイ

(栗塚) 譲ル人カスルト確カ人事編ノ第三百六十七條ヲ謂テ居リ
マス

(南部) 明言ハナイカ其旨意ヲス

(松岡) 受取人ガセンケレハ自分ノ不幸ニナル答ダ

(栗塚) 併シソレハ此所ニ關係ハナイ

(松岡) 質ト爲スニハト云フト受タル人ニナル若シ取ル人カ通知
スルハ自便利カラ義務ニナツテ下ノ「爲スニハ」ガ障リハセン
カ

(栗塚) 爲スト云フ字ハ語弊ヲスネ成程質ノ設定ノ方カ宜シイ右
質ノ設定ヲモ宜シイノテス

(南部) ソレハソレヲモ宜シイ

(北島) 質ト爲ルテ宜シイ

(栗塚) 爲ルハ些ト困リマス

(松岡) 元ノ様ニ動産質ト云フト廣イ

(元尾崎) 質ヲ取ルニハトシテハ如何

(北島) 質ト爲スト云フカ何方等カラモ見ヘル

(元尾崎) 一寸聞クト質ヲ置クト云フヨウニ聞ヘルホ之ハ質ヲ取
タ方カラ告知スルノタネ

(南部) 其他右動産質ノ設定ヲモ宜シイ

(松岡) 註ニ質受人ハトアル

(元尾崎) 斯ウシテハ如何其他右債權ノ證書ヲ質ト爲スニハ質取
主ハ債權ノ讓渡ヲ告知スル通常ノ方式ヲ以テ質取主ハト加ヘタラ
宜カロウ

(栗塚) 其他右質ノ設定ハテモ宜シイノテス

(南部) 宜シイ

(元尾崎) 右債權證書質ノ設定ハテ宜シイ

(南部) ソレテ宜シイ

(松岡) スルト之ヲ告知シ、ト云ハナケレハナラン

(栗塚) 左様

(元尾崎) 之ヲトスルカ

(栗塚) 其設定ヲ告知テハ何ウテスカ

(元尾崎) 宜カロウ

(松岡) ソウスルト遂ニ設定スルカ

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ第二項「其他右債權ノ證書ノ質ノ設定ハ債權者ノ讓渡ヲ告知スル云々トシ其他報告委員ノ修正ニ決ス末項「右ハ總テ」ノ下「質ト爲シタル商品及ヒ」ト起案者ヨリ追加

第千百九條朗讀ス

第千百九條 民事ト商事ト中間ハス會社ノ記名ノ株券又ハ債券

ニ關スルトキハ擔保移轉ハ證書交付ノ外會社定款又ハ法律ニ於テ株券又ハ債券ノ讓渡ノ爲メニ定メタル方式ヲ以テ之ヲ會社ニ告知シ其帳簿ニ之ヲ記入スルコトヲ要ス
修正案 民事ト商事ト云々移轉ハ證書云々「會社ノ記名ノ株券又ハ債券ヲ質ト爲ストキハ證書」云々ト改ム

(村田) 之ハ宜シイ

(南部) 之ハ論ハアルマイ

(委員長) 擔保移轉ト云フノハ始終關ルト意味ノアル處ハ困リハセンカ

(栗塚) 擔保移轉ト云フノハ質ト云フ意味ニナルノテアリマス

(委員長) 質ト爲スハ一ノ場合擔保移轉ハ第二ノ場合ヲ重モニ云フ様ニ思フ

(栗塚) ソウテハアリマセン擔保ヲ移スト云フノハ質ト爲スト云

フ意味テアリマスソウ云フ名詞ニ使テ參タノテアリマス
(委員長) 質ト爲スト見ヘルカ

(栗塚) 見ヘマス

(委員長) 擔保ニヤルノタカラ、證書ト云フモノカ一體債權ヲ證
明スルモノチ、ソレテ以テ質ノ擔保トスルト云フ意味カ其擔保移
轉ト云フニ見ヘルカ質ト爲スト云フ現ニ物ヲ持テ之ガ金ノ代リト
云フノヤラ擔保移轉トシタノカ分ラン

(南部) 質テ御座イマスカラ

(委員長) 論シ詰メレハ同シタロウカ擔保ヲ移轉スルト云フノハ
何ウカト云フニ質ニナツタ物ヲ擔保ノ爲ノ質ト讀ム

(栗塚) 「トランスベール、アングランチー」證書ニ於テ形チチ
變ルトキハト云フノテ即チ質ニ入レルトキテアリマス

(委員長) 君ノ取テ居ラル、證書チ北島サンヘ遺ル場合モアル、

ソコサニ何方カラ云フモ同シテシヨウ

(栗塚) 擔保移轉ト云フト既ニ擔保カ出來タヨウテアリマスカラ
往カンノテ擔保トシテ代ルトキハテアリマス

(委員長) 併シ擔保ヲ移轉スルト云フ其移シ換ヘルト云フ場合一
且アツタ物ヲ置換ヘルト云フ意味ダネ

(栗塚) ソウテハナイノテス會社ノ記名株券又ハ證券ヲ擔保ノ移
轉スルトキハテアリマス

(委員長) 一ツ置イタモノチ今一廻置換ヘルト云フノテシヨウ

(栗塚) 移轉ニハ相違ナイ南部サンカ私名宛ノ證書ヲ貴君ニ行ク
カラ證書カラ云フト移轉テアリマスカ何ノ爲ノ移轉カ擔保ノ爲ノ
移轉テアリマスカラ質ト爲スニヤナルノテアリマス

(南部) 質ト爲ランノハ擔保トハナラン

(委員長) 質ト爲ツタモノト同様ダ

(南部) 之ヲ擔保ト云フト證文ヲ持タモノハ皆擔保トナリマス
(委員長) 證書ハ何ノ性質ヲ持テ居ルカ矢張擔保ノ性質ヲ持テ居
ル

(栗塚) 擔保ヲハナイ債權ヲ證明スルマテテアリマス

(委員長) 自分カ金ヲ借リテ居ルカラ確カノテ性質カ擔保ノ爲ノ
ト云フタロウ

(栗塚) 擔保ノ性質ヲハアリマセン、民法ヲ云フ擔保ト云フハ只
債權ヲ持テ擔保ト云ヘルカ決シテ云ヘマセン金權債權ヲ抵保スル
擔保人トカ或ハ質トカ云フモノニ付テ居レハソレハ擔保ト云フ
ノテ證文自カラチ指シテ擔保トハ云ヘマセン

(委員長) 擔保ト云フチ君等ハ幅ヲ狭クスルノテハナイカト思フ

(栗塚) 第一千二條ニ義務履行對人又ハ云々トアルカラ本條ニ「債
務者間又ハ債權者ノ不可分トアル證書ト云フモノヲ以テ義務ヲ證

明シテ居ル返スコトカアツタニモセヨ之ヲ以テ擔保トハ申センダ
カラ此所ヲ若シ擔保ト云フト擔保移轉ト讀ム恐レカアリマス擔保
ノ爲ノ移轉スルノハト云フコトニナツテ居ルノテアリマス之ヲ擔
保移轉トスルハ譯ガ間違イテアリマス

(委員長) 移轉スルト云フハ質ト爲ストハ見ヘナイ

(栗塚) 擔保ノ爲ノ移轉スルト質ト爲スト見ヘルノテス

(委員長) 質ト爲スハ單純ノ一理ヲ云フノテ此所ハ擔保ノ爲ノ移
轉スルト云フ移轉ハ物カ一ツ在テ夫カラ轉スルノテ意味ハ質ト爲
ストハ見ヘヌト云フノテス

(栗塚) 此證書ヲ南部サンノ手カラ私ヘ還入タトキ南部サンハ移
轉シテ私ノ手ニ在ルト思ハヌソレカ松岡サンニ移轉スルソレハ何
ノ爲ノカ擔保ノ爲ノ移轉スルノテアリマス

(委員長) ソレナレハ我輩ノ意見ニスレハ株券又ハ債權ヲ擔保ノ

爲ノ移轉スルノハトスレハ質ト爲スヨリ分ルト思フ

(栗塚) 其意味ヲ御座イマス

(委員長) 其意味トハ見ヘヌ質ト爲スト云ヘハ一週銀行株券ヲ質ニヤルトシカ見ヘン

(栗塚) ソレカ即チ移轉ニナルノテス

(委員長) 我輩カ銀行ヲ君ノ爲メニ證券ヲ出シテ居ル其證券ト云フモノハ初メテハ移轉シテナイ一旦銀行カラ送テソレヲ脇ヘ入レルノタカラ二段ニナツテ居ルト云フコトカ移轉スルニハト書イテアル元ト出タ處カラ移轉ト云フカ分ル質ト爲スト云フハ君ノ書イタモノチ入レルト云フ意味ニナルト云フ嫌ガアルト云フノテス

(栗塚) 成程會社カ自分ノ株券ヲ質トスルニハト見ヘルト云フノテスカ

(委員長) 左様

民権一四ノ二二

(元尾崎) 分テ居ル前ノ擔保移轉ト云フ字カアルト妙ニ語解スル質ト爲スト云タ方ガ宜シイ

(委員長) 擔保ノ爲メ移轉スルニハト云フ理尙爾テ移轉ト云フコトハ直接ニヤルノテハナイ一旦取テヤルコト丈ケハトウセナケレハナラン

(南部) 此所ハカリテハナイ千百八條テモ分テ居ル擔保移轉ト云フコトハ右債權質ノ設定トアリマスカラ

(委員長) 債權讓渡告知トアルカラネ

(南部) ソレハ通常ノ方式ヲ以テスルカラ關係ハアリマセン

(栗塚) 後テ「會社ニ告知」トアル「帳簿記入」トアルカラ會社自カラヤルナラ告知ト云フコトハ御座イマセン

(委員長) 探リ付ケハ分ランコトハナイカ文章カ意ヲ盡サン修正シタ爲メニ意ヲ盡サンヨウニナリハセンカト云フノテ事柄ハ質

ト爲ステ分ルカネ株券ヲ質ニ置クト云タラ會社カ自カラノコトヲ云フヨウタカ實ハ自分ノ書イタノテハナイ會社カ書イタノテソコサニ擔保ノ爲メニ移轉スルト云フト自分ヲ書イテ自分ヲ置クモ質ト爲スタカラネ

(村田) 質ト爲スト云タラ擔保移轉トハ云ヘヌ

(栗塚) 左様云ヘヌカラ修正テ刪タノテス

(委員長) 分レハ宜シイ私ノ考ヘニハ記名サレタ人カトウテモ書カント往カンヨウニナロウカ

(村田) 擔保トシテ移轉スルニハト云フノタ之ハ修正テ宜シイヨウテス

(委員長) 分ルコトハ解ル

(元尾崎) 賛成者カナイカラ之テトウテスカ

(委員長) 間違ヒハナイガ文章ハ何ウモ會社カ自分ヲ債權チ置ク

民権一四ノ一二三

ト見ヘテ實ハ移轉シテ行ク意味ハナイノテス私ハ文章カ意チ盡サヌト云フ丈ケテス

(元尾崎) ソンナラ之テ御置キナスツテハ如何

(栗塚) 八九條丈ケタカラ實ハ設定ト云フハ質ト爲スト云ヒタヒノテス

(委員長) 決斷過キハセンカ

(栗塚) 其恐レハアリマセン積リテス註チ篤ト調ヘテヤツタノテアリマス

(委員長) 質ト爲スニハトヤルカ

(栗塚) 併シ味ヒハナイノテス擔保移轉ト云フ如キ高尚ナ字ハ使テナイ質ト爲ストキハトナツタノテアリマス

(委員長) ソンナラ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千百十條朗讀ス

第一千百十條 動産質ハ當事者ノ推定セラレタル意思ニ從ヒ働方
及ヒ受方ニテ不可分タリ但明示シタル反對ノ合意アルトキハ
此限ニ在ラス

動産質ハ債務者又ハ其相續人ノ一人ヨリ債務ノ一分ヲ辨償シ
タルトキト雖モ元本、利息及ヒ費用ノ皆済ニ至ルマテ質ト爲
サレタル物ノ全部及ヒ各箇ニ付キ存立ス

債權者ノ相續人ノ一人カ自己ノ部分ノ辨濟ヲ受ケタルトキト
雖モ動産質ハ債權ニ於ケル他ノ相續人ノ部分ノ爲ノ其相續人
ノ擔保トシテ全部ニ於テ存立ス（第二千八十三條）

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

動産質ハ推定セラレタル當事者ノ意思ニ從ヒ働方及ヒ受方ニ
テ不可分タリ但反對ナル明示ノ約束アルトキハ此限ニ在ラス

民権二四ノ二三

第二項 「元本、利息及ヒ」ヲ「元利及ヒ」ト改メ「質ト爲

サレタル物ノ」ヲ「質物ノ」ト改ム

（元尾崎） 金圓ヲナケレハ受出スコトカ出来ヌノタネ

（栗塚） 左様ヲス反對ナル明示ノ合意カアレハ宜シイノテス

（松岡） 之ハ佛蘭西法ヨリ良シイカ「全部及ヒ各箇」ハ「全部」

ヲ宜シクハナイカ

（栗塚） 幾箇モ質物カアツタラ其一ツ々々ト云フ積リテアリマス

（元尾崎） 全部ヲ宜シイヨウテス

（委員長） 宜シクハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第一千百十一條朗讀ス

第二節 動産質契約ノ效力

第一千百十一條 動産質債權者ハ質物ヲ返還スルマテ其監守及ヒ

保存ニ付キ善良ナル管理者ノ總テノ注意ヲ加フルノ責アリ
（第二千八十條第一項）

動産質債權者ハ債務者ノ許諾ヲ受ケスシテ質物ヲ質貸スルコトヲ得ス又之ヲ自己ノ使用ニ供スルコトヲ得ス但右ニ付キ債務者ノ許諾ヲ受ケタルトキ又ハ其使用カ物ノ保持及ヒ保存ノ天然ノ方法タルトキハ此限ニ在ラス
若シ動産質債權者カ質物ヲ濫用スルトキハ其權利ヲ失ヒタリトノ宣告ヲ受クルコト有リ

修正案 第二項 「又之ヲ以下左ノ如ク改ム

又質置主ノ許諾ヲ受ケタルトキ又ハ其物ノ使用カ其保存ニ必要ナルトキニ非サレハ之ヲ自己ノ使用ニ供スルコトヲ得ス

（元尾崎） 之ハ債務者ヲ宜カリソウナモノテス

（村田） 大概前ニ直テ居ルカラテシヨウ

（栗塚） 始ノニ一週ヤツタカラ以下之ニ倣フト云フノテアリマス
（委員長） 前ノ方ガ良クハナイカ

（松岡） 質貸スルコトヲ得ス自己ノ使用ニ供スルコトヲ得ストヤツテ其下へ但許可ヲ受ケタカ又ハ許可ヲ受ケナクトモ使用スルト云フノテアロウ、此限ニ在ラス、ハ即チ許可ヲ受ケストモ貸スコトモ使用モ出來ルト云フノテハナイカ

（栗塚） 丁寧ニ云タノテ、使用保存ニ必要ナクトモ許シテ受ケタラ宜シイ

（南部） 債務者ノ許諾ヲ受ケタトキ此限ニ在ラス、トナルト前ノ許諾ヲ受ケスシテハ出來ヌト云テ受ケタトキハ此限ニ在ラスハ、オカシイ

（松岡） 村田君ノ馬ヲ質ニ取テハ居ルカ松岡ハ悲ヒカナ壹丈五尺飛フコトカ出來ヌカラタ

(栗塚) 許諾ヲ受ケスシテハ出來ヌト云フノテス

(松岡) 許諾ヲ受ケタルトキト云フノチ刪レハ良シイ

(栗塚) 自己ノ使用ニ供スルコトハ許諾ヲ受ケテ出來ルノテアリ
マス

(松岡) 上テハ許諾ヲ受ケナケレハ使用ニ供スルコトヲ得スアツ
テ又許諾ヲ受ケタラ自己ノ使用ニ供スルコトヲ得ルノテ即チ無駄
ト云ヘハ無駄テス

(栗塚) 許諾ヲ得ス質貸ハ出來ヌ又許諾ヲ受タトキハ斯ウ云フト
キテナケレハ自己ノ使用ニ供スルコトカ出來ヌト云フノテス

(村田) 質物ヲ質貸借スルコトヲ得ストハ云ヘナクナル

(松岡) 私ノ説ハ起案者ノ意ハ上ニニツ並ヘテ但ト云テニツノモ
ノチ承ケルノチハナイカト云フノテス

(栗塚) ソレチ云フト買取主ハ假主ノ許諾ヲ受ケ又ハ物ヲ質貸ス

ルコトヲモ又使用スルコトヲモ得スト云フト同シテ之ハ無論ト云
フノテ質ニ取タモノチ質貸ハ出來ント許諾カアレハ別タカ使用保
存ニ必要ニ非サレハ出來ント云フノテス

(清岡) 使ハスニ置ケハ蟲ガ生スルトカ自分カ使フ譯ニモ往カン
トカ云フ其トキ當リ前質錢ヲ取テ貸テ置イテモ宜シイダロウ

(南部) ソレハ何ウカ、自分カ使用カ出來ヌト云テ他ヘ貸テ宜シ
イト云フハ種カナラン、使用貸ニナル

(村田) 英文ニハ使用貸處ヲハナイ只貸モ出來ヌ

(松岡) 當リ前ノコトニダ併シ但カラ下ハ當然ノコトチ云フノタ
併シナカラ例外カ生スル、何ウ云フモノカト云フニ抑モ質保存ハ
貸コトモ使フコトモ出來ヌカ例外ノ或ル場合ニハ第一許諾ヲ受ケ
タトキ第二ハ使用カ保存ニ必要ノトキト云フ二箇ノ場合チ擧ケタ
ノテス

(村田) 矢張貸貸ハ出来ヌ

(松岡) 翻譯カ悪イト云ヘハ仕方モナイカ意味ハ二ツチ承ケナケレハナラン

(村田) 英文ニモ貸貸ハ許サヌ使用文ケダ使用ハ保存ニ必要ノトキト云フノテス

(松岡) 佛蘭西ヲ云「ユザージ」ハ自分カ使フト云フハカリテハナイ、本文ト註トヲ讀ムト私ノ言フノハ適當ト思フ

(清岡) 元ノ通りカ宜シイ

(栗塚) 併シ報告委員ヲ改メタ旨意ハ達ヒマス原文ヲ讀ムト報告委員ノ通りテ何セナレハ許諾ヲ受ケスシテ貸貸スルコトヲ得ス許諾ヲ受ケタトキニ非サレハ貸貸スルコトヲ得ステハ讀ノヌタカラ許諾ヲ受ケタトキ又物ノ使用ト云フハ自己ノ使用ニ供スルコト得スト見レハ宜シイ

(松岡) ソレヲ見セルト云フト修正説ノ上ノ許諾ヲ受ケスシテテ止メテ宜シイ質取主質物ヲ貸貸モ使用モ出来ヌ、但右ニ付許諾ヲ受ケタラハタ

(栗塚) 右ハ之ヲ使用スルニハ必要ニ掛ツテ見ルノテ初メ許諾ヲ受ケスシテ又許諾ヲ受ケタルトキトハ云ヘヌ本ト本條但書ハ何ニ係ルカ右ニ付又之ヲ自己ノ使用ニ供スルコトヲ得スニアルノテ、ソレナレハ本條ノ書方テハ往カンカラト云フノテ修正シタノデアリマス

(村田) 元トノ儘テハ右ニ付債務者ノ許諾ヲ受ケタルトキハト云フコトカ、英文ニモナイ、ソレテ論カ違フト思フ

(松岡) 吾々ハ修正カ悪イト云フノテハナイ原意ハ此ノ通りテアルカ否ト云フノテ註ノ二三五ヲ見ルニ二ツ々承ケテ居ル

(南部) 註ニハ使用ノ場合ヲ重モニ見テ居ル

(栗塚) 原文兼チ解剖シテ見ルト村田君ノ言フ通りテアリマス

(元尾崎) 修正ノ通りテ宜シイ

(大尾崎) 修正通りテ宜シイ

(栗塚) 許諾チ受ケスシテト云フト許諾チ受ケタルコトハ原文ニハ云ヘヌノテアリマス、之ハ一ツ起案者ニ質シテ見タイ

(渡) 些ト訝シイト思フノハ質置主ノ許諾サヘアレハ賃貸シテ宜シイカト云フ問題カ出ルカラ聞テ見テ宜シイ

(栗塚) 許諾チ得レハ無論ト思フ物ノ保存ニ必要ノトキトカ云フノテアリマス

(渡) 許諾チ受ケレハ賃貸カ出來ルト云フト許諾チ受ケレハ賃貸スルコトチ得、テ宜シイ

(元尾崎) 許諾チ受ケレハ無論出來ル

(栗塚) ソレハ出來ルガ物ノ保存ニ必要ノトキハ賃貸カ出來ルヤ

否テアリマス、カソレハ出來ヌノテス

(元尾崎) ソレハ出來ルノタロウ

(渡) 此文章チハ怪シイ

(村田) 英文ニハ許諾チ受ケタルト云フコトハナイ

(元尾崎) 許諾チ得スシテ賃貸スルコトチ得ス又自己ノ使用ニ供スルコトモ得ス但使用ハ物ノ保存ニ必要ナルトキハ此限ニ在ラスト云フノタネ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 日本文テソウ書クト賃貸ニ限り得スト見ヘルカラタネ併シ賃貸ノ方モ籠テ居ロウト思フ

(栗塚) 決シテ籠リマセン併シナカラ之ハ聞フテ見マシヨウ

(南部) 之テ宜シイ

(大尾崎) 之ハ宜シイ

(栗塚) 之ヲ御置キナスツテ起案者ニ問フテ見マシヨウ

(松岡) ソウシテ下サイ

(元尾崎) 保存ノ爲ノ賃貸カ出來ルト云フト賃ハ自分ガ取ルノタ

ロウ

(栗塚) 左様デス

(委員長) 修正ノヨウニシテモ宜シイトハ思フカ許諾ヲ受ケタル

トキト云フコトハ云ハンテモ良イト思フ

(栗塚) 云ハナケレハナラン何セナレハ初ノ許諾ヲ受ケスシテハ

賃貸丈ケニ係ルヨウニシタイノテ自己ノ解使用ニ供スルヲ得スハ

許諾ヲ受ケレハ出來又必要ナルトキハ出來ルノテス

(村田) 保存ニ必要ナルトキハ出來ル併シナカラ賃貸ノトキハ許

諾ヲ受ケナケレハナラント云フノタ

(委員長) 必要ト云フハ人カラ云フヨウニ天然ト云フハ當リ前ト

云フノテアロウカソレチ云フノハ違フタロウ

(栗塚) 天然ト云フハ、天然テナイト云フ争ヒカ起タトキ裁判官

ガ判定スルノテス

(委員長) 必要ガアレハ天然ハ無論ダ

(栗塚) 漠然必要ト云ヘハ證明カ出來ルタロウト云フノテス

(委員長) 馬ハ乗ラナケレハナラン乗ルハ即チ天然ダロウ

(栗塚) 當リ前ト云フコトデス

(元尾崎) 日本テ天然ノ方法ト云フハオカシイ

(栗塚) 裁判官ガ難困ルタロウト云フノテス

(委員長) 必要ト云フノハ人カラ云フノテ馬ハ乗ラナケレハナラ

ン必要アルカラデス

(元尾崎) 保存ニ必要テ御座イマス

(南部) 使用カ必要テ御座イマス

(栗塚) 馬ヲ保存スルニハ馬ヲ步行カセナケレハナラン時々乗テモ宜シイ馬車馬ナレハ馬車ニ使テモ宜シイト云フノテアリマス乘リ馬ハイツモ乗ルノカ天然トハ云へヌ乗ルハ乗ラナケレハナラン必要カナケレハナラン

(委員長) ソレハ何方カラ云テモ同シテ保存ニ必要ト云フトキニナル

(村田) 自然ノ保存ニト云フノタナ

(南部) 註ニハ使用ハ保存ニ必要ナル場合之ナリトアリマス

(委員長) 註ニハ宜シイカ本文ニ必要ト書クト必要ノ場合ハ六ヶ敷イノテ斯ウ云フ保存ノ仕方ハ馬ニ對シテ必要ダト云テ、綱ヲ付ケテ敵ヲ廻ハシ或ハ乗り歩行者モアロウ

(栗塚) 馬ト犬ノ例ヲ擧ケ、獵犬ハ使ハヌト用ヲ爲サヌカラ使フト云フソレカラシテ「ユザーシ」保存ニ「ホセツセール」ナラハ

ト云フノテアリマス

(委員長) 解シ易ヒハ必要ト云タラ分ルタロウ本文ニ天然ト云テ註解ニ必要ト云フカ本統ダロウト思フ

(栗塚) 必要ト云フヲ止メテ要用アルトテモシタラ何ウテシヨウ

(委員長) 天然ト云フ字ヲ書ケハ宜シイカソレテナイ以上ハ何ト書イテモ宜シイ必要ト云フ如キ細カニ書クヘキトキテハナイカモ知レン

(栗塚) 天然ニ使用スヘキトキニ非サレハト云テハ如何

(南部) 何テモ天然ノ使用タ火鉢ヘ火ヲ入レルノモ天然ノ使用タ

カラネ

(村田) 必要ト云フト、點ト強過キルケレトモ仕方カナイ

(委員長) 必要ト云フハ是非ト云フトキタカラネ

(栗塚) 何ウシテモ仕様カナイト云フトキテナケレハ質ニ取タ物

チ使フコトハ出來マセンノテス

(委員長) 馬ヲ質ニ取レハ使フ方カ保存ニ必要タカ其分界ハ

(栗塚) 保存ニ必要テス

(元尾崎) 何レ丈ケ保存タカ分ラン

(栗塚) 必要ニ非ラスシテ馬ニ乘レハ濫用ニナツテ質權ヲ失フノ
チアリマス

(南部) 減多ニナイコトタカラ馬或ハ犬ノ例ヲ舉ケタノテシヨウ

(栗塚) 時計ヲ質ニ置イテ捨テ置ケハ悪クナルノテス

(委員長) 一方ハ保存ニ必要ト思フカ乘殺シテ仕舞カラネ

(元尾崎) 乘殺セハ濫用タネ

(南部) 使用カ保存ニ必要タカラ、宜シイタロウ

(元尾崎) 乘馬ハ打捨テ置ケハ往カンカラネ

(委員長) 斯ウ云フ字ヲ譯スコトノ出來ヌノハ誠ニ残念タネ

(村田) 質貸スルコトヲ得ス又質置主ノ許諾ヲ受ケルトキ又ハタ
セウ、トキニ非サレハ使用ニ供スルコトヲ得ス許諾ヲ受ケレハ質
貸モ出來ルノタロウ

(委員長) 起草者ニ關テ其上ニ決スルトシヨウ併シナカラ松岡サ
ンノ言フ質貸カ出來ルト云フモ見ヘルネ

(栗塚) 質ヲ取りテ貸スコトヲ得スト云フノテス

(委員長) 質ヲ取ラスニ貸スコトヲ得カト云フ疑ヒカ起ルネ

(横村) 先ヘヤリマシヨウ

本條ハ起草者ニ質問スルコトニ決ス

第千百十二條朗讀ス

第千百十二條 動産質債權者ハ自己ノ責任ヲ以テ質物ヲ自己ノ
債權者ノ一人ニ自ラ質ト爲スコトヲ得但自己ノ債權者ニ質ト
爲サ、レハ生セサル可キ意外又ハ不可抗力ノ場合ニ付テモ亦

其責ニ任ス

修正案 「債權者ノ一人ニ自ラ質ト爲スコトヲ得」ヲ「債權者ニ質ト爲スコトヲ得」ト改ム

(元尾崎) 之ハ宜シイ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十三條朗讀ス

第千百十三條 若シ質物カ果實又ハ產物ヲ生スルトキハ動産質債權者ハ右ニ關シテハ留置權アル債權者ノ爲メ第千九十八條第二項ニ定メタル權利及ヒ義務ヲ有ス

質ト爲サレタル債權ニ關シテハ動産質債權者ハ右ニ同シク其債權ノ利息ヲ收取シ之ヲ自己ノ債權ニ充當ス然レトモ債務者ノ特許ヲ受ケスシテ其債權ノ元本ヲ受取ルコトヲ得ス但裏書ヲ以テ取引ス可キ證券ニ關スルトキハ此限ニ在ラス(第二千

八十一條

修正案 第一項 「動産ヲ」ヲ「產出物ヲ」ト改ム

第二項 「質ト爲サレタル云々ヨリ得ス迄ヲ」債權ノ質ニ關シテハ其質取主ハ其權ノ利息ヲ收取シ之ヲ自己ノ債權ニ充當ス然レトモ質置主ノ特別ナル委任ヲ受ケスシテ其元本ヲ充當取ルコトヲ得ス」ト改ム

(栗塚) 「若シ」ハ刪リマシタ

(村田) 千百八條ノ「若シ」モ刪ロウテハナイカ

(栗塚) アレハ刪リ落シテアリマス

(南部) 條ノ初ノニアル「若シ」ハ刪ル例テアリマス

(松岡) 債權ニ質ト云フト債權ノ質物ト讀ミハセンカ

(栗塚) 債權ヲ質ニ置イタトキテアリマス

(西) 債權ノ爲メニ質ニ取タトキハト云フニナリハセンカト云フ

ノテシヨウ

(栗塚) 成程、併シ債權ノ質ト云フノカアルカラ分ルタロウト思ヒマス質ト爲シタル債權テモ宜シイ

(松岡) 債權ノ質取主ナラハ分ルカ債權ノ質ニ關シテハト云フト何フカ

(元尾崎) 其ハ要ランネ、質取主ハテ宜シイ

(栗塚) 「其」ハ債權ノ質取主ハト云フ積リテアリマス

(委員長) 質ト爲シタル債權ト云フ方ガ分ロウテハナイカ

(栗塚) 左様テスカ

(松岡) ソウシテ置キマシヨウヨ

(元尾崎) 無記名證券ノ利子トカハ特別ニ委任ヲ受ケナケレハナランカ

(南部) 元本ヲ受取コトヲ得ステス

(松岡) 元本ハ裏書流通ノ出來ルモノナレハ本ニテ取ル

(元尾崎) 記名證券ハ利子ヲモ持主ノ委任ガナケレハ受取レヌネ利息ヲ收取スルコトヲ得ルト云フト衝突シヤセンカ

(栗塚) 特別ナル委任ヲ受ケスシテハ良クハナイカ

(松岡) 宜シイ

(元尾崎) 利息ヲ勝手ニ取ルト云フノハオカシクハナイカ

(村田) 「債權ノ」ハ置クカ良イテシヨウ

(栗塚) 債權ト云フト自己ノ債權ニ收取スル債權ト思フカラテス

(村田) ソレテハ副リマシヨウ

(元尾崎) ソレテハ往キマシヨウ

本條ハ「質ト爲サレタル」チ「質ト爲シタル」トシテ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十四條朗讀ス

第一千百十四條 若シ動産質債權者カ質物ノ保持又ハ保存ノ爲ノ必要ノ出費ヲ爲シタルトキハ其辨償ハ右債權者ノ爲メ自己ノ債權其モノニ先タチ動産質ヲ以テ擔保セラルル(第二千八十條第二項)

質物ノ不表見ノ瑕疵ニ因リ債權者ノ受クルコトヲ有ル可キ損害ノ賠償ニ付テモ亦同シ

修正案 「質物」ノ下「ノ保持又ハ」ノ五字ヲ刪リ「債權其モノニ」チ「債權ニ」ト擔保セラルル」チ「之ヲ擔保ス」ト改ム
第二項 「質物ノ不表見ノ瑕疵ニ」チ「質物ノ隠レタル瑕疵ニ」ト改メ「受クルコト有ル可キ」チ「受ケタル」ト改ム

(栗塚) 「出費ヲ爲シタルトキハ自己ノ債權ニ先チ動産質ヲ以テ其出費ノ辨償ヲ擔保ス」トヤワテ宜シイノテスネ
(南部) 左様

(委員長) 修正ノ方カ良イテハナイカ

(元尾崎) 修正通りテ良シイ

(松岡) 右債權者ノ爲メト云フ丈ケハ除ケテ良クハナイカ

(栗塚) 無クトモ宜シイ別ニ必要ハアリマセン

(南部) 質取主ハト云ハント往カン

(栗塚) 質取主ハ質物保存ノ爲メ出費ヲ爲シタルトキハ自己ノ債權ニ先チ動産質ヲ以テ其出費ノ辨償ヲ擔保ストヤリマシヨウ

(南部) 宜シイ

(渡) 元ノ通りカ宜シイ

(元尾崎) 原案ヲ宜シイ

(栗塚) 擔保セラル、ト云ヒタイ

(南部) 擔保セラル、カ良シイ

(栗塚) 辨償カ擔保セラル、カ良シイ

- (波) 此所ハセラル、テスネ
- (大尾崎) 原案々々
- (西) 原案カ宜シイ
- (松岡) 「自己ノ」ハ悪イ
- (栗塚) 其債權ニ先チ動産質ヲ以テ擔保セラル、トヤツテ宜シイ
- (横村) 千百十二條ハ債權者カ
- (栗塚) 左様テス
- (委員長) 質取主ト換ヘルノハ質權ハカリテシヨウ
- (栗塚) 左様テス此所ノ動産質ハカリテアリマス
- (横村) 往キマシヨウ
- (委員長) 宜シイ

本條「質取主カ質物ノ保存ノ爲ノ必要ノ出費ヲ爲シタルトキハ

其辨償ハ右質取主ノ爲ノ其債權ニ先チ動産質ヲ以テ擔保セラルトシ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十五條朗讀ス

第千百十五條 動産質債權者ハ動産質ノ附キタル債務ノ主タルモノ並ニ從タルモノ及ヒ前條ニ從ヒ受ク可キ金額ノ管濟ニ至ルマテ債務者及ヒ債務者ヨリ讓受ケタル者ニ對シ質物ノ占有ヲ留置スルコトヲ得(第二千八十二條第一項) 債權者ハ其債權ノ満期ニ至ラサル間ハ債務者ノ他ノ債權者ヨリ爲ス質物ノ差押及ヒ其競賣ニ對抗スルコトヲ得

修正案 第一項 「動産質云々及ヒ」チ「質取主ハ動産質ノ附タル主從ノ債務及ヒ」ト改メ「債務者及ヒ云々對シ」チ「質置主及ヒ其讓受人ニ對シ」ト改ム 第二項 「競賣」チ「公賣」ト改ム

(横村) 之ハ修正テ宜シイ

(元尾崎) 宜サ、ウテス

(委員長) 宜シイ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十六條朗讀ス

第千百十六條 動産質ノ附キタル債務カ要求ス可キモノト爲リタルトキ債務者履行チ爲サ、ルニ於テハ動産質債權者又ハ總テ其他ノ債權者ヨリ質物ノ公ケノ競賣チ求ムルコトヲ得動産質債權者ハ他ノ債權者ニ先タチ元本利息及ヒ費用トシテ受ク可キモノト第千百十四條ニ明示シタル原由ニ付キ賠償ノ名義ニテ受ク可キモノトノ辨濟チ受ク

修正案 左ノ如ク改ム

動産質ノ附タル債務カ満期ト爲リタルトキ質置主履行チ爲サ

、ルニ於テハ質取主又ハ其他ノ債權者ヨリ質物ノ公賣チ求ムルコトヲ得質取主ハ他ノ債權者ニ先タチ元利、費用及ヒ第千百十四條ニ掲ケタル賠償金ノ辨濟チ受ク

(元尾崎) 公賣チ求ムルト云フソハ裁判所テ求ムルノカ

(栗塚) 公賣ハ總テ裁判所テアリマス

(元尾崎) 質ニ取タモノハ金チ持テ來ナケレハ流スハ當リ前ノコトテス

(栗塚) 千百十一條ニ云テアリマス

(村田) 一般ノ質屋トハ違フノタ

(元尾崎) 裁判所ヘ訴ヘナケレハ出來ンカ

(栗塚) 訴ヘルノテハナイ裁判所テ手續チシテ貰フノテアリマス、併シ公證人ヲモ出來ルノテス

(元尾崎) 協議ツクテ賣チモ宜シイタロウ

(栗塚) ソレハ別テアリマス

(村田) 之ハ宜シイ

(元尾崎) 質取主又ハ其他ノ債權者ヨリト云フト質ヲ取タ者ノヨ
ウテスネ

(栗塚) 他ノ債權者テアリマス

(南部) 費取主カ充分取テ残リテ取レルト云フノテアリマス

(委員長) 他ノ債權者ニ先チ取レルコトハ取ルノタメ賣ルトキハ
債權者ガ在レハ通知シナケレハナランネ

(南部) 左様テス

(元尾崎) 宜カリソウテス

(委員長) 宜クハ先ヘヤリマシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十七條朗讀ス

第千百十七條 若シ他ノ債權者ヨリ競賣ヲ求メス又ハ競賣ヲ實
行スルコトヲ得サルトキハ動産質債權者カ債務者ト一致セサ
ルニ於テハ其債權者ハ質物カ鑑定人ノ評價シタル價額ニ滿ツ
ルマテ辨済ノ爲メ付與セラル可キコトヲ債務者ニ送付シタル
請願書ヲ以テ裁判所ニ請求スルコトヲ得(第二千七十八條第
二項)

質物ノ價額カ動産質債務ヲ超ユル場合ニ於テハ債權者ハ債務
者ニ其超過額ヲ辨済スルコトヲ要ス

修正案 第一項 左ノ如ク改ム

他ノ債權者ヨリ公賣ヲ求メス又ハ之ヲ實行スルコトヲ得サル
質取主カ質物ヲ己レノ有ト爲サントスルコトニ付キ質置主ト
一致セサルニ於テハ質取主ハ鑑定人ノ評價シタル價額ニ滿ツ
ルマテ質物ヲ辨済ニ充ツ可キコトヲ裁判所ニ請求スルコトヲ

得但其請求書ヲ質置主ニ提示スルコトヲ要ス

第二項 「動産質」ノ三字ヲ刪ル

(元尾崎) 「價額ニ滿ツルマテ質物ヲ辨濟ニ充ツ可キコトヲ」ト云フハ如何

(栗塚) 百圓ノ馬チ七十圓ナレハ七十圓丈ケ辨濟ニ充ツルト云フノテ三十圓ハ別ニテアリマスソレカラ今度、斯ウ云フ場合ニ質取主ガ質置主ヘ辨償スルコトヲ要スト云フノテアリマス

(委員長) 但書ヲ遺入タ爲メニ前條ガアツ地是地ニナツタノテスネ

(元尾崎) 能ク分ラセル爲メニ換ヘタノテシヨウ

(委員長) 前ニ一應債務者ニ請求シテ其證文ヲ以テ裁判所ヘ出ル裁判所ヲ請求書ヲ示スト云フノタネ

(南部) ソウ云フ旨意ヲハ御座イマセン但請求スルコトヲ得、但

請求スル場合ニ質置主ニ示スト云フノテアリマス

(栗塚) 最初裁判所ヘ出ス、賣ルトキハ裁判所ヘ出スト同時ニ行クコトハ行キマス

(委員長) 前ニ請求シタル證書ヲ以テヤル、其トキ債務者カ承知シテ、左様ナラソウ致シマシヨウト云ヘハ裁判所ヘ出ナクモ濟ムカラネ

(栗塚) 此所丈ケハ「豫メ」ト入レルカ「先ツ」ト云フ字ヲ加ヘルカテス

(元尾崎) 「先ツ」ト云フ字ヲ加ヘルカ宜シイ

(栗塚) 但豫メ質置主ヘ提示スルコトヲ要ステモ宜シイ

(大尾崎) ソレカ宜シイ

(横村) 請求者ハ豫メテ宜シイ

(元尾崎) 質置主ニ豫メ提示スルコトヲ要ステ宜シイ

(南部) ソレテ宜シイ

(北島) 宜シイ

(委員長) 「豫」ノミハ「アラカジ」ト云フ字カ

(栗塚) 左様是迄ノ例ニ依テソウ致シマシヨウ

(南部) 宜シイ

(松岡) 宜シイ

本條但書中「質置主」ノ下「豫」ノ二字ヲ加ヘ其他報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十八條朗讀ス

第千百十八條 總テ動産質契約ノ約款又ハ債務要求期前ノ合意ニシテ債權者ニ其債權ノ全部又ハ一分ニ付キ裁判上ノ評價ナクシテ辨濟ノ爲メ質物ヲ保存スルコトヲ許スモノハ當然無効タリ(第二千七十八條第二項)

債務者カ或ハ折損ヲ以テ又ハ折損ナク或ハ賃借シ又ハ賃借セシテ債權者ニ爲シタル買戻約定附ノ賣却又ハ其他總テ本條禁止ヲ犯ス爲メ爲シタル合意ハ之ヲ無効ト宣告スルコトヲ得本條ニ定メタル無効ハ債權者ヨリ之ヲ援唱スルコトヲ得スシテ債務者又ハ其承繼人ノミ之ヲ援唱スルコトヲ得

修正案 左ノ如ク改ム

總テ動産質契約ノ約款又ハ債務滿期前ノ約束ニシテ質取主ニ其債權ノ全部又ハ一分ニ付キ辨濟ノ爲メ裁判上ノ評價ナクシテ流質ヲ許スモノハ當然無効タリ
質置主カ質取主ニ爲シタル買戻約定附ノ賣却又ハ其他本條ノ禁止ヲ犯ス爲メノ約束ハ之ヲ無効ト宣告スルコトヲ得
本條ニ定メタル無効ハ質取主ヨリ之ヲ申立ルコトヲ得スシテ質置主又ハ其承繼人ノミ之ヲ申立ルコトヲ得

(南部) 満期後ナレハ今テモ許シテ居リマス

(横村) 満期後辨済ガ出来ヌカラ豫テ質ニ置イテアルガ取テ呉レト云ヘハ宜シイノテスネ

(栗塚) ソレハ宜シイノテス

(元尾崎) 今日普通ハ足ラヌトキハ債ハナケレハナランネ

(松岡) 二項ハ實際此通りダ、現今ノ高利貸ハ皆之テス

(元尾崎) 無效トスルハ酷ヒネ

(南部) 匿シテ居ル場合テス、質ノ流チ隠シテスルモノハ及無效ト出来ルノテス

(横村) 質ニ入レルニ初ノカラ賣タトスルノタネ

(栗塚) 左様テス

(元尾崎) 初ノカラ賣テ仕舞ノタネ

(松岡) 眞ニ賣ルノテハナイ

(元尾崎) 返リ證文ヲ取テ置クノタロウ

(栗塚) 本統ノ返リ證文ヲ買戻シ契約カラスルナラ宜シイカ、之ハ其名ヲ籍リテスル奴ヲ御座イマス

(松岡) 高利貸ハ利息制限法ガアルカラ、スルノテス

(元尾崎) 立派ニ買戻契約シテモ無効カ

(栗塚) ソレハ裁判官カ視ルノテス

(元尾崎) 何ウ云フ證據カ捕ヒ處カナイ

(南部) 幾ラモアリマス

(松岡) 動産質ヲ買戻シカ出来ルト不都合ノモノテス

(大尾崎) 高利ヲ蔽フ爲メタネ

(南部) 左様テス

(元尾崎) 銀行株券ヲ賣テ元直ヲ買戻シ契約シテ置イテ買戻ソウト云テモ勿々許サヌト云テ置イテ居ル者モアルカ、アレ杯ハ如何

- (南部) 悪イ事ノナイノハ買戻サセル
- (清岡) 又ハトアルト禁止ニ係ラヌ様ニ見ヘル
- (南部) 又ハガ悪ケレハタカ其他トアルカラ
- (栗塚) 本條ノ禁止ヲ犯ス爲メ爲シタル買戻シ約定付賣却其約束ハ之ヲ無効ト宣告スルコトヲ得トシマシヨウカ
- (元尾崎) 買戻約定ハ總テ本條ノ禁止ヲ犯スト看做スノタメ
- (栗塚) 犯ス爲メテス
- (元尾崎) 無理テスホ本條ノ禁止ト云フノハ流レ賃ニシテ仕舞ト云フチ禁シタノテ、初ノカラ賣タ約束シテ期限内ニ錢ヲ持テ來レハ賣戻ソウト云フノハ別タ
- (松岡) ソウ云ハンテモ宜シイ表向賣主買主テテモ、本條ノ禁止ヲ犯ス爲メテアレハ、ダ
- (南部) 本條ノ禁止ヲ違ケル爲メニ爲シタトキハテアリマス

- (元尾崎) 流レ賃ハ法律ヲ禁シテ居ルカラ出來ン
- (松岡) 無効ト宣告スルコトカ出來ルト云フノタカラ
- (南部) 之ヲ許スト流レ賃禁止シタル法律ノ制限ヲ立テ效力ガナイ亂脈ニナリマス
- (村田) 買戻約定ト云フハ跡ニシテ宜シイ
- (委員長) 此條ノ禁止ヲ犯ス爲メノ約定ハ何モ無効ト云フメカ宜シイ
- (松岡) 其他ノ場合ト云ハストモ、此禁止ヲ犯スチ目的トシテナレハ何シナ約束ガアロウトモダ
- (横村) 買戻契約ハ本條ノ禁止ヲ犯ス爲メナレハ無効カ
- (栗塚) 左様テス、宣告スルコトヲ得、ト云フノハ裁判官ニ任セテ居ルノテス
- (元尾崎) 買戻ノ約束チシテ賣ルノハ正當テス

(大尾崎) 高利貸ハ利息制限カアルカラ名チ賣買ニ籍リテスル者ガアルカラ、ダナ

(松岡) 動産杯ト云フ物ハ買フ者カ期限チ切テ買フノハ最早オカシイノテ併シ絶ヘテナイト關ハレヌ

(栗塚) 又ハ丈ケチ罰リマシヨウカ

(南部) ソレハ宜シイテシヨウ

(村田) 又ハ丈ケ罰テ置ケハ宜シイ

(横村) 本條ノ禁止チ犯ス爲メト云フノハ通テ買戻約束ト云フカ響テ居ラン

(栗塚) 其他テ響カンテ居ルノテアリマス

(元尾崎) 譯ハ分テ居ルカ詰ラント思フ

(栗塚) 本條ノ禁止チ犯ス爲メニ爲シタル買戻付約束賣却ト云フカ

(横村) ソレナラ宜シイ

(元尾崎) 賣渡テ賣證文チ取テ置クノハ流レ質ト云フハ面倒タカラ禁シテ置クト云フコトテ元トカラ禁止チ避ケル爲メタ

(松岡) 手數チ厭フテモ善イコトチスレハダカ、處ガ事實チ云フト金チ貸ス人ガ正直ニ當リ前ニ貸ス人モ世ノ中ニハアルカ法律ノ

目的ハ利息制限法チ立タノモ高利貸ノ手ヘ質入レトカ名チ籍リテ金チ貸シ酷ヒコトチスル者ガアルカラテス

(元尾崎) ソウ云フ者モアロウカ借リテ備ケヨウト云フ者モアロウ

(栗塚) 立派ナ買戻約束ナレハ行クノテアリマス

(元尾崎) 日本十五國立銀行チ金貸ス折リニ賣渡證文チヤツテ居ルアレ杯ハ買戻契約チ金チ借リタルモ同シテアリマス

(委員長) 無効ニスルコトチ得ト云フノテ裁判官カ見ルノテ十五

國立銀行ハ確カナラ無効ニセンカラ裁判官ニ任カセルノタネ
（元尾崎） 當リ前契約ヲ買戻賣却ト立派ニシテ無効ニスル杯ハ謂
ハンカ宜シイ

（松岡） 貴君ハ華族銀行ハカリ知テ居カラ、テシヨウ

（元尾崎） 其他民間ニアリマス

（松岡） アルカラスウシテ置クノテス

（元尾崎） 事情百端、民間ノ事情ヲ知ラント云フモノテス

（松岡） ケレトモ動産タカラネ凡ソ動産ハ買人カ條件付テ買戻チ
スルノシナイノト云フコトハ要用テナイノテ動産ヲ賣買ナレハ條
件付買戻ト云フノハ金融通ノ爲メト云フコトハ免カレ又融通ノ爲
メナレハ利息ヲ取レハ宜シイノテス

（元尾崎） 期限通り持テ來レハ返ス期限ガ經過シテハ返サン賣テ
仕舞カ利用スルカ自分ノ爲メ利益ニ使フカモ知レン然ルニ後ニ至

テ無効ト謂ハレテハ溜ラン

（松岡） ソンナラ、ソンナコトヲ爲ナイカ善シイ

（元尾崎） 何ウシナケレハ良シイカ

（栗塚） 害カアルカラ止メナケレハナラン、其名ハ賣買テモ流質
テスカラネ

（元尾崎） 買戻付賣却ト云フニ成立タノテソレチ無効トスルノタ
カラネ

（栗塚） 買戻約定付賣却又ハ其他ノ約束ニシテ本條ノ禁止チ犯ス
如キモノハ之チ無効ト宣告スルコトヲ得、トシテハ如何

（樺村） ソレナレハ宜シイ

（村田） 同シコトテス

（渡） 其方ガ宜シイ

（北島） 其方カ良シイ

(大尾崎) ソレテ良シイ

(横村) 宜シイヨウテス、スルト本條ノ禁止ヲ犯シテモ無効トセ
ンモノモアルノカ

(栗塚) 害ガナケレハ宜シイ

(横村) ソンナラ宜シイ

(清岡) 宜シイカ、オカシイコトハ免カレナイ

(南部) 犯ス爲メノモノハトシテ宜シイ

(横村) 犯ス爲メノモノテナケレハナラン

(委員長) 本條ノ禁止ヲ犯ス爲メニ爲シタルモノハ、テモ宜シイ

(栗塚) 宜シイ

(委員長) 裁判所ノ模様ヲ能ク聞クト此制裁ハナケレハナラン

(横村) 宜シイ

(栗塚) 元尾崎サンハ實際之カアルノテ大變助カルト云テ御座ル

ノテアリマス

(渡) 先へ往キマシヨウ

(松岡) 後テ栗塚サン元尾崎ニ殘テヤツテ貰フカ宜シイ

(元尾崎) ソレテハ説チ引マシヨウ

本條ハ報告委員ノ修正ニ決ス

第千百十九條朗讀ス

第千百十九條 質物カ債權者ノ手裏ニ存スル事ノミチ以テハ債

權者ノ利益ニ於テ債務者ノ免責時効ノ成就ヲ停止セス

修正案 左ノ如ク改ム

質物カ買取主ノ方ニ存スル事實ノミニテハ其債務ノ免責時効
ノ成就ヲ停止セス

(栗塚) 借、此事ニ付テハ人ニ金ヲ借リテ金時計ヲ入レテ置キ、
假令ハ六ヶ月経タラ、金ヲ返サンテモ宜イト云ヘルカ否、云ヘル

ト云フ話テ、段々報告委員中ニモ起案者ノ旨意ハ起案者自カラモ
 斷テアル通り佛蘭西學者モ多クハ反對テアルカ私ハ此方ヲ採ル、
 佛蘭西ノ實際ハ何ウカト云フニ實際ハ分ランノテアリマス何セナ
 レハ種々區々ニナツテ居ルカラ、法文ガ明カテナイカラスウト云
 フ説トアルノテ債權者ニ質ニ入テアレハ期滿ハ免カレント云フカ
 多數テアリマス然ルニ債權者ガ然ウテナイト云フ學者ニ兩方ノ説
 ガアルノテアリマスカラ私一存丈ケテハ此條ハ種カナランカラ私
 一人起案者ニ問ヒマシタカ未タ返事ハ參リマセン、學者ノ説ハ斯
 ウ云フノテ、物チ質ニ入レテ置ケル兩方ニ良イ説ガアルカラ一口
 ツ、申シマスカ、私ガ金ニ困テ元尾崎サンカラ金チ借り金時計チ
 質ニ入レタ、スルト此人ノ論ニハ栗飯ガ金チ貸シテ居ルカモ知レ
 ン之チ質ニ入レタラ抵當質ハ貴君ノ手ニ在ルカラ受戻テ居ランノ
 カモ知レント云フ想像ガ出來ル、又一方ノ云ニハ時効ノ生シヨウ

昭和十三年十月二十五日寫了司法省法律調査會藏書

